



環境省

土地所有者等との連携 について

令和8年4月

環境省自然環境局野生生物課



<課題>

- 希少種は二次的な自然環境にも多く生息・生育するが、社会状況の変化から、そのような環境の維持のための積極的な管理が困難な状況も増えている。
- 二次的自然の維持を目的とした活動は限定的で、経済的負担や、本法による規制がその支障となりうる場合もある。
- 種によっては、長期にわたり同じ場所に生息・生育し続けるのではなく、適度な攪乱や植生遷移等の環境の変化に応じて、生息・生育地を変えていくものもある。そうした種の保全には、固定的な保護地域の指定が適さない場合も想定される。
- 一方で、土地所有者や民間団体等による保全活動に対する促進策は不十分である。

<望ましい在り方>

- 場を保全・維持していくための活動の必要性が高い種・地域については、生息・生育の場を保全・維持していくための活動を推進するための方策（例えば、国と保全活動団体間の協定制度、協定に基づく支援策など、各種維持管理活動を促進していくための仕組み）の導入を検討。

参考となる協定制度の概要

制度名	根拠法	目的	協定締結主体	協定内容等	効果	備考
管理協定	都市緑地法第24条	都市緑地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体又は指定された緑地保全・緑化推進法人 ・特別緑地保全地域内等の区域内の土地・木竹所有者又は使用権者 	<ul style="list-style-type: none"> ・区域、管理方法、施設整備(必要な場合)、期間、協定違反時の措置を定める ・土地所有者等の全員の合意が必要 ・締結にあたり縦覧等を要する 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者等の負担軽減(地方公共団体又は緑地法人による管理、相続税の評価減) ・承継効 	首都圏近郊緑地保全法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律においても同様の制度あり
風景地保護協定	自然公園法第43条	国立公園又は国定公園内の自然風景地の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・国、地方公共団体又は公園管理団体 ・当該公園区域内の土地・木竹所有者又は使用権者 	<ul style="list-style-type: none"> ・区域、管理方法、施設整備(必要な場合)、期間、協定違反時の措置を定める ・土地所有者等の全員の合意が必要 ・締結にあたり縦覧等を要する 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者等の負担軽減(公園管理団体による管理、相続税・贈与税の評価減) ・承継効 ・規制の適用除外(特別地域内等における工作物の設置や木竹の伐採等に係る許可・届出等が不要となる) 	
生物多様性維持協定	地域生物多様性増進法第22条	生物多様性の増進	<ul style="list-style-type: none"> ・認定連携市町村 ・認定連携活動実施者 ・認定連携増進活動実施計画区域内の土地・木竹所有者又は使用権者 	<ul style="list-style-type: none"> ・区域、区域内の連携地域生物多様性増進活動に関する事項、期間、協定違反時の措置を定める ・土地所有者等の全員の合意が必要 ・締結にあたり縦覧等を要する 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者等の負担軽減(認定連携活動実施者による管理、相続税・贈与税の評価減) ・承継効 ・規制の適用除外(自然公園法、自然環境保全法、種の保存法等に基づく工作物の設置、木竹の伐採等に係る許可・届出等が不要となる) 	規制の適用除外は、協定の締結による効果ではなく、認定連携増進活動実施計画の認定時に必要な手続きをすることで特例で見なし許可を受けられるもの

※本表は各制度の概要を示したものであるため、協定主体、内容及び適用除外される規制の範囲等の詳細については、各根拠法等を参照ください。

環境省

協定を締結

- ・ 区域、期間、場の維持管理方法を記載
(土地所有者の合意が前提)

保全団体が参画せず、土地所有者と環境省のみが協定締結主体となる場合も想定

保全活動に対する同意のみで、協定締結主体にはならない場合も想定

保全団体

土地所有者

協定に基づいた維持管理

(想定される促進策は、規制緩和や財政支援等)

生息・生育の場の保全